

平成21年2月9日

京都市長様

教育長

### 京都市職員措置請求に係る独自調査について（報告）

教育委員会では平成20年8月7日付け京都市職員措置請求に係る平成20年10月9日付け監第61-2号による勧告に基づき平成21年2月9日に講じた措置に加えて独自調査を行い、下記のとおり措置しましたので、報告します。

#### 1 調査目的

平成20年8月7日付け住民監査請求に基づく監査の対象とされた教育委員会事務局の職員による522件のタクシーチケット（以下「チケット」という。）の使用については、当該監査の結果（平成20年10月9日付け監第61-2号。以下「監査結果」という。）及び当該監査結果での市長への勧告に基づく事実関係の調査（調査の結果は、平成21年2月9日付け「京都市職員措置請求に係る監査の結果に基づく勧告を受けて講じた措置について（通知）」により監査委員に通知。以下「再調査」という。）の結果により、合計194件が京都市タクシーチケット取扱要領（以下「取扱要領」という。）に規定する基準に適合しない使用（以下「基準外使用」という。）であると判断されました。

今回の監査結果では、深夜帰宅におけるチケットの使用は、原則として、通勤経路に係る公共交通機関を利用することができなくなっていることを要するとの基準が示されました。

これまで深夜帰宅時のチケットの使用についての明確な基準がなかった下で、教育委員会においては、深夜に及ぶ勤務が連日続くという勤務実態に応じて、職員の健康保持の観点等から公共交通機関途絶前の使用を認める運用を行ってきたところですが、監査結果を受けて、直ちに運用の見直しを行いました。

こうした下で、教育委員会におけるチケットの使用の一層の厳正化に向けて、今回の調査では、監査結果で示された基準に加えて、監査の対象とされた職員（以下「対象職員」という。）の使用実態の妥当性を判断するため、独自に基準を設け、調査を行うこととしたものです。

#### 2 調査概要

今回の調査では、調査対象となるチケットの使用者である職員に対し、監査結果で示された基準に加えて、対象職員の使用実態の妥当性を判断するため、独自に基準を設け、再度、内容確認を行い、それにより、基準外使用となるものについては、返還請求を行いました。また、対象職員から下記4(1)イに掲げる理由により自主返還の申出があったものについては、内容確認のうえ、受け入れることとしました。

さらに、監査結果において示された監査委員の意見（以下「監査意見」という。）に係る部分についても内容確認を行い、基準外使用となるものについては返還請求を行いました。

### 3 調査対象

- ① 再調査の対象となった使用で、再調査において基準外使用とは認められなかった使用（再調査の結果を受けて対象職員が自主返還を申し出た10件を除く。）  
61件
- ② 京都地方裁判所平成20年行ウ第50号不当利得返還請求行為等請求事件（平成20年11月6日付けで提起された本件に係る住民訴訟事件）の訴状において「〈別表1〉監査委員の勧告以外の各職員の不正使用額」として掲げられている使用  
118件（上記①との重複分を除く。）
- ③ 監査意見において指摘があった市外出張時でのチケットの使用と思われるもの（深夜帰宅として報告されていたものを除く）30件
- ④ 監査意見において指摘があった時間外勤務命令簿の記載と乗車時刻等が一致しないもの  
17件

### 4 調査方法

#### (1) 深夜帰宅における利用（調査対象①及び②）

ア 監査結果に示された基準に加え、今回の調査に当たっては、以下の判断基準を設け、調査しました。

##### (i) a 勤務終了後の食事のための移動先（乗車地）が遠隔地のもの

監査結果においては、「タクシーの乗車地が通常は市役所から何らかの交通機関を用いて移動するような場所である場合に、そのような事情について合理的な説明がなされないものについては基準外使用と認める」との基準が示されました（監査結果第3-2(1)ウ(7)d）。これを受け、今回の調査では、対象職員の通勤経路等を鑑みて、勤務終了後の食事のための移動先が次の範囲外のものを原則として基準外使用と判断することとしました。

北は丸太町通、南は四条通、西は烏丸通、東は鴨川に囲まれた範囲。

ただし、当該対象職員の通勤経路上を除く。

##### (i) b 時間外勤務時に休憩時間を取得し、そのことが主たる理由で深夜帰宅することとなったと認められるもの

対象職員の時間外勤務時に、育児など特別な理由のない休憩時間を長時間取得していたことが主な理由で、深夜帰宅することとなったと認められるものについては、原則として、基準外使用と判断することとしました。

イ 上記アにより基準外使用と判断したもの以外に、下記の理由により自主返還の申出があったものについて、今回の調査に当たっては、その内容を確認のうえ、受け入れました。

##### (i) a 体調不良を理由に使用したもの

体調不良を理由に使用した3件（番号121、200及び408）については、監

査結果において、基準外使用とは認められないとの判断が示されていますが、当該3件について、対象職員から、体調不良を証明する客観的証拠が現時点では存在しないため返還したい旨の申出がありました。今後、このような場合でのチケットの使用の際は、少なくとも用務内容欄に体調不良と明記するなど、確認を行うことができる運用を行うべきであると判断し、返還の申出を受け入れました。

(ウ) b その他

監査結果において、業務利用であるとの理由から基準外使用とは認められないとの判断が示されたもののうち1件(番号126)について、対象職員から、緊急用務で外勤に出た際に途中で資料を自宅に忘れたことに気づき、取りに帰った際の利用であるため、返還の申出がありました。業務上のミス自体は起こり得るものであり、監査結果に示されたように直ちに基準外使用とはなりません。自己の責任に帰すべき理由により使用したため返還するという対象職員からの申出を妨げるまでの理由になるとは認められないことから、返還の申出を受け入れました。

(2) 市外出張時での使用(調査対象③)

対象職員の市外出張日におけるチケットの使用について使用報告書と券面を照合し、30件について市外出張の経路上での使用であることを確認しました。取扱要領第7条第1項において出張の際のチケットの利用については、市内出張の場合に限り認められていることから、市外出張の経路上におけるチケットの使用を基準外使用としました。

(3) 時間外勤務命令簿の記載と乗車時刻等が一致しないもの(調査対象④)

監査結果及び再調査において確認された時間外勤務命令簿に記載された従事時間の終了時刻以前に帰宅のためのタクシーに乗車した記録があるもの及び時間外勤務命令簿に記載された従事時間の状況と職員本人による勤務状況の申告内容が一致しないものについて、調査しました。

## 5 調査結果

上記4の調査の結果、基準外使用と判断した庸車料及び過払いとなっている時間外勤務手当は別表1、2及び以下の表のとおりです。(自主返還分を含む)

(1) 深夜帰宅関係

対象職員	チケットの使用件数	タクシー料金の合計額
対象職員 c	3 件	18,680 円
対象職員 d	3 件	3,300 円
対象職員 e	2 件	3,540 円
対象職員 g	13 件	63,600 円
対象職員 i	7 件	49,160 円

(2) 市外出張関係

対象職員	チケットの使用件数	タクシー料金の合計額
対象職員 a	2 件	8,880 円
対象職員 b	5 件	7,520 円
対象職員 c	4 件	7,190 円
対象職員 d	6 件	12,200 円
対象職員 e	4 件	5,730 円
対象職員 f	1 件	820 円
対象職員 g	8 件	18,280 円

(3) 時間外勤務手当関係

対象職員	時間外勤務の日数	時間外勤務手当の合計額
対象職員 g	2 日	35,437 円
対象職員 i	12 日	79,494 円

6 返還請求

上記5の調査結果に基づき、基準外使用と判断した庸車料及び過払いとなっている時間外勤務手当について、対象職員に対し、返還を請求するとともに、自主返還分については、申出を受け入れ、それぞれ平成21年2月9日までに収入しました。